

## 薬剤師国家試験出題基準改訂部会の留意事項

薬剤師国家試験出題基準（以下、「出題基準」という。）については「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」（令和8年3月25日薬剤師国家試験制度改善検討部会）に基づき作成するが、作成に当たり、以下の点について配慮すること。

1. 改訂前モデル・コアカリキュラムで学修した受験生への配慮として、現行試験科目と新試験科目との試験範囲の関係性を明確に読み取れる記載とすること。
2. 出題基準は、薬剤師試験委員が試験問題を作成するうえで「妥当な出題範囲」及び「適切な問題水準」を保つために策定される基準であることに鑑み、その記載内容が、これらを維持する上で妥当な書きぶりとなるよう検討すること。特に、改訂モデル・コア・カリキュラムの記載内容が従来の出題基準の記載内容と大きく異なることに十分鑑みたうえで作成すること。
3. 出題基準の記載内容が、大学教育に対してSBOsとしての指標とならない書きぶりとする。
4. 改訂モデル・コア・カリキュラムに則り、出題基準における「試験範囲の例示」について、出題は全てこの範囲に拘束されるものではない旨を注意書きとして記載すること。